

北海道工業大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

認証評価結果

【判定】

評価の結果、北海道工業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

総評

昭和 42(1967)年に発足した大学は、平成 19(2007)年に「北海道工業大学の基本姿勢」として、建学の精神、基本理念、教育目的、教育指針、教育の特色を簡潔で分かりやすい形にまとめた。「ヒューマニティとテクノロジーの融合」「時代の要請に即したプロフェッショナル教育」「地域社会への貢献」がその柱であり、大学の諸改革を先導する指針となっている。この基本姿勢は、大学の諸冊子、ホームページなどで学内外に広く周知されている。

工学部のみ単科大学であったが、平成 20(2008)年に 4 学部 8 学科の新体制に移行した。現在は、改組された学部の進行過程であるが、基本理念を踏まえた時代の要請に合う組織構成である。意思決定については、学長直属の企画室が要の役割を果たしており、効果的に機能している。

各学科は、教育課程の見直しを毎年行い、多様な学生に対しての最適な教育プログラムの設計を目指しており、教育改善に対する積極的な姿勢がうかがえ、またシラバスの作成などにも工夫が見られる。また、全学的な議論を重ねて独自の「成績評価と質の保証」システムを構築した。

アドミッションポリシーは学部ごとに明確にされ、入学案内、ホームページで公開されている。学習支援、学生サービス、就職支援の体制も適切に整えられている。特に、1 年次から 3 年次の全学生を対象にして年 2 回行われる、ポートフォリオ個別面談への教員の取組みは優れており、在学中の諸問題に対して適切な対応が可能となっている。

各学部には、必要な専任教員が配置されている。教員の年齢構成には偏りがあるが、担当時間については概ね適切であり、TA(Teaching Assistant)も活用されている。また、FD(Faculty Development)活動も精力的に行われており、具体的な課題に対する解決が図られている。

職員の配置については、各業務のバランスを考慮して配置されている。研修に関する内規も定めてあり、外部の研修を中心に資質向上に努めている。また、教育研究支援の事務組織も教員と適切な連携を図っている。

法人の管理運営に関する規程は概ね整っている。ただし、一部、規則に基づく運営面の改善が望まれる。なお、教学から管理運営まで一貫した自己点検・評価については、今

回が初めてであった。

財務的には適切な学生数の入学もあり、良好な運営状況である。また、情報公開についても徐々に進んでいる。ただし、変更することが望ましい手続きなどがある。

施設は教育環境をよく考えて設計された G 棟と呼ばれる講義室を軸に、図書館、研究室などが合理的に配置されている。憩いの場、学習の場として利用される「アルコブ」と呼ばれる空間も適度に配置され、良好なネットワーク環境もよく機能している。また、安全面の配慮の上に 24 時間キャンパスを実現している。

社会連携では、施設開放、寒地総合技術センターの活動、学外各種委員会への協力など、さまざまな面で社会への貢献が認められる。また、学生たちが積極的にさまざまな行事に参加し、地域社会との交流が盛んに行われている。

組織倫理については、就業規則を中心としていくつかの規則が定められ機能している。また、さまざまな広報媒体が学生、父母、同窓生などに対して定期的な情報発信を行っている。

総じて教育面での優れた取組みが多く、教職員の熱意が感じられ、学生も印象的であった。この認証評価を機に、より質の高い高等教育機関としての充実を期待する。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

平成 10(1998)年の創立 30 周年を機に、開学時に掲げた建学の精神の見直しを行い、併せて三か条の基本理念「ヒューマニティとテクノロジーの融合」「プロフェッショナル教育の確立」「地域社会への貢献」を定めた。更に、平成 19(2007)年、建学の精神、基本理念、教育目的、教育指針、教育の特色を「北海道工業大学の基本姿勢」として簡潔で分かりやすい形にまとめた。これらは大学の諸改革を先導する指針となったもので、学部・学科の改組再編や「成績評価と質の保証」システムにつながるものである。この「北海道工業大学の基本姿勢」策定への継続的な努力は、改革への強い意志を表している。

「北海道工業大学の基本姿勢」は、入学案内などの諸冊子、ホームページに掲載されるほか、入学式、学位授与式の学長告示などで学内外に広く示されている。また、大学の使命・目的についても学則第 1 条及び大学院学則第 1 条、同 2 条の 2 に定められており、これも諸冊子、ホームページに掲載されており、学内外に周知されている。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

昭和 42(1967)年に設置された工学部 6 学科体制の大学が、平成 13(2001)年に 3 系列 8 学科に、平成 20(2008)年には 4 学部 8 学科体制に改編改組されるなど、時代の要請に敏感に応じる形で建学の精神・大学の理念が時宜に適って見直されており、大学の使命・目的を達成する組織が適切に構成されている。

「総合教育研究部」は、教養教育だけでなく専門を学ぶ基礎的学力もサポートする機関の役割も併せ持っており、それらが学生の入口における教育水準を総合的に高める効果につながっており、人間形成のための教養教育を保障する組織として十分に機能している。

組織の意思決定過程については、学長（企画室） 評議会 部局長会議 教授会 学科 教員という基本過程を有しており、学長を中心とした意思決定機関は各種附属機関や教員組織の相互間で適切な関係が保たれており、教育方針などを形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され十分に機能している。また、意思の決定過程はトップダウンだけではなくボトムアップの仕組みもあり、その双方の仕組みの要に企画室が機能している。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

各学科の教育課程の詳細（特性・特色、教育目的・教育指針、年次ごとの学習目標）はホームページ及び「HIT 教務ブック」で学内外に周知され、学科単位でも学生の能力と付加すべき価値との関係を検討し、教育課程の見直しが年度ごとに行われており、教育目的が教育課程や教育方法などに十分反映される体制を有している。

教育課程は、基礎から専門までを最適化した教育・学習 多様化している入学生に対応するきめ細かな基礎教育・学習 多様な領域の専門家と協働するためのコミュニケーション能力を育成する各教育プログラム を基本事項として編成されており、教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されている。伝統的に可能な限り少人数教育の実施を志向しており、学年ごとの単位履修上限や進級基準および成績評価基準も定められ、学修の質の保証がなされている。また、導入教育システムとしてのガイダンス教育やフォローアップ科目、文章表現法など学習の基礎的スキルを向上させる工夫がなされている。ほかに、成績評価と質の保証システムや進級リカバリーシステム・転学科制度を整備している。

【優れた点】

- ・シラバスが学科教員の査読（ピアレビュー）を経て学科合意の下に策定されることで、科目の「教育目的」「教育指針」「教育・学習目標」「評価方法」を教員個人の考えによることなく学科の責任として決定されている点は高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・学部ごとの教育目標、養成すべき人材像について、学則などに記載がなされていない点について、改善が必要である。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

改組に伴い、平成 20(2008)年から学部ごとに求める学生像を明確に示した新しいアドミッションポリシーが策定され、入学案内、ホームページで公開されており、進学相談会、オープンキャンパス、大学見学会、高校教員視察会、高校訪問などによって受験生、保護者、高校教員に対する周知の努力が払われ、入学後も個別面接の中でその周知が図られている。

学生への学習支援体制は、教養教育部門と専門教育部門が相互に実施している底上げ教育としての基礎数理演習や学習支援室、パソコンを活用した e ラーニングを可能にするパソコン関連インフラの整備、ポートフォリオ面談を含め複数の教員による面談体制の構築、授業改善のためのアンケート結果の学内ネット上での公開などにより、適切に機能している。

学生サービスの体制では、同窓会独自の奨学金、学生医療互助会への全学生加入、学生自治組織としての協学会活動の保障、カウンセリング体制の確保、大学院生への TA(Teaching Assistant)保障などを通じて、充実した学生生活を支援できるサービス体制が整備されている。

就職・進学支援については、入学時からの就職指導、キャリアカウンセラーによる助言、各種資格対策講座、公務員試験講座、「北海道地域インターンシップ推進協議会」による就労体験の支援により適切な手だてが講じられている。

【優れた点】

- ・全学生には年 2 回の「ポートフォリオ個別面談」のほかに、担任が実施する個別面接が設定され、結果として学生には複数の教員との年数回の面接が保障されることで、学生の学習・生活・就職活動状況が常に詳細に把握されている点は高く評価できる。
- ・学生医療互助会制度で低額の費用負担で疾病も含めた医療費の自己負担分補填がなされている点は高く評価できる。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている

【判定理由】

少人数教育を重要視する大学として、専門教育課程、教養教育課程とも十分な専任教員が確保されており、教育課程を遂行するために必要な教員は適切に配置されている。

教員の採用・昇任に関しては、手続きを含めたすべての内容が詳細に明文化されて明示されているわけではないが、学科の意向を尊重する形で、概ね現実的で適切な運用がなされている。

教員の教育業績評価が大学の機能向上と業務量均衡にとって不可欠との認識に基づいて、教育重視の教学運営がなされている。その結果、学生への面接頻度の高さなどで授業時間以外に費やす教育時間が多い傾向にある。しかし、その傾向は認識され、改善への方策も模索されている中で、教員の教育担当時間については概ね適切な設定がなされている。

教員の研究活動の点では、競争的研究費制度が制定され、専門領域研究費（高度な研究基盤）及び基礎領域研究費（基礎的研究奨励）が設けられ、教員への研究支援が行われている。また、精力的な「ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」活動は、日々の大学を改革の方向へと導いている。

【優れた点】

- ・大学の重要関心事である「成績評価や質の保証方法に関する研修会」が行われるなど、全学で精力的にFD活動が展開されている点は高く評価できる。

【参考意見】

- ・創生工学部、医療工学部、未来デザイン学部の各学部の教員に年齢構成に偏りがあるので、是正を期待する。

基準6．職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

職員組織については「北海道尚志学園就業規則」「事務局組織規程」において定めてある。専任職員、契約職員、派遣職員の配置数については、各課の業務によりバランスを考慮の上、配置しているが、年齢構成には偏りがある。採用については、一般公募による採用への切替えを行った。また、昇任・異動については「職員の勤務調査に関する規程」を定め、複数の観察者により、適性、健康状態、資格、勤務成績を評価し、更に面接を行い、将来への意見や希望を聞く場も設けている。これらを踏まえて、法人本部と大学関係者との協議により異動などを適切に実施している。

職員研修については「職員の会議、研修等に関する内規」が定められており、日本私立大学協会などの実施する外部の研修会へ積極的に参加し、資質向上に努めている。また、この研修会参加者による報告会を定期的を開催して、他の職員へのフィードバックも行っている。今後は専門性を高めるため、学内外でのSD(Staff Development)研修の強化を図

ろうとしている。

教育研究支援については、各部・各委員会に事務局各課が連動しており、これらの構成員となっている職員は、他大学の事例や法令改正の情報を積極的に発信して、各部・各委員会において、教員と適切な連携を図っている。

基準 7 . 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

学校法人の運営については「北海道尚志学園寄附行為」「理事会会議規則」「評議員会会議規則」などの諸規程に定められている。管理運営に関わる役員などの選考は、規則に従って行われており、大学の学長については「学長選考規程」により選考が行われている。

意思決定における管理部門と教学部門の連携は、中心となる組織「所属長連絡会議」の強化が望まれる。

自己点検・評価については、教学から管理運営まで一貫したものは、今回が初めてであるが、平成 5(1993)年に発足した「整備構想検討委員会」、その後は自己点検・評価委員会、FD 委員会が、研究活動での報告書作成や授業評価アンケートなどを実施している。また、ここでの議論が学科改組や学部・学科再編に結実したことから、部分的な自己点検・評価が実質的には大学運営に反映され、継続的な改善につながっている。

自己点検・評価の公表については、研究活動の冊子を学校法人内及び全国の国公立大学工学部に配付している。また、授業評価アンケートは学内で公開されている。

【改善を要する点】

- ・ 寄附行為と学則を除き、学校法人の業務として重要な規程が、理事会の議を経ることなく常勤の一部理事と理事長の書類決裁で決定、施行されているため早急に改善を要する。

【参考意見】

- ・ 理事長があらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項について、その規定された内容を明確にする観点から、法令に定められているすべての事項を寄附行為に正確に記載することが望まれる。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学単独での学生生徒等納付金収入は、帰属収入の多くを占めている。収支バランス(消

費収支比率)については収入超過状況であり、財務的には良好な運営状況である。

今後、学齢人口が減少していく中で、学生生徒等納付金収入だけでは限界があり、事業収入や科学研究費補助金などの外部資金部分での積極的な収入増加を求める対策が必要である。

現状では、借入金がなく、自己資金のみで運営を行っている。収入面での学生募集状況を勘案すると、学科改組で定員充足率に多少の増減はあるが、概ね適切な学生数が確保できており、健全な財政と安定運営がなされている。

財務情報の公開については、教職員向け広報誌や学園パンフレットに情報を掲載、学外に向けての情報はホームページに公開するなど、透明性は確保されている。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎とも設置基準を満たしている。教育環境に十分配慮して設計された講義室、研究室、体育施設、図書館などの施設群が G 棟と呼ばれる講義棟を軸にして連結され、合理的に配置されている。また、館内無線及び有線 LAN を設置した「モバイルキャンパス」など、良好なネットワーク環境を整備している。学生が自由に使用できる空間であるアルコープは教職員や学生に開放され、憩いの場、学習の場として利用され、24 時間キャンパスを実現している。

施設設備の安全性確保については、消防計画が整備され消防訓練が定期的に行われており、アスベストについても処理がなされている。

地域住民などへの配慮も含め、全学生(届出制)を対象とした駐車場も整備されており、「マイカークラブ」の協力のもと、地域警察署との連携で交通安全意識の向上を目指している。

全体的に学園生活の質向上を基本としてデザインされており、快適なキャンパス環境を実現している。

【優れた点】

- ・人が集い行き交う空間として合理的に配置された G 棟は、平成 18(2006)年に財団法人公共建築協会より、第 10 回公共建築賞優秀賞を受賞、ほかに多くの賞を受賞しており、機能的な学生生活ゾーンを形成する役割を担っているので高く評価できる。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学施設の地域への開放は、図書館をはじめとして積極的に行われ、道路境界の植栽などは地域の緑化にも貢献している。公開講座も時代の要請に合わせて内容やあり方を変更するなど工夫されており、専門家養成の講座も開催されている。また、高校との教育連携や小・中・高校の総合的学習の時間などへの協力や PTA を対象とした研修会も継続して行っている。更に、自治体の各種委員会、研究会への参画も多い。

寒地技術と先端技術を産業界に還元するため、寒地総合技術センターが設置され、産官学連携を担っている。この体制により、大学の先端技術を実用化しての地域社会に貢献するさまざまな研究が推進されている。更に、技術移転についても積極的に取り組んでいる。他大学との交流では、北欧の大学との相互交流が行われている。国内では東京都内の大学とインターネットを利用した遠隔地共同授業・共同実施の研究が行われた。

大学と地域社会との交流は非常に盛んで、さまざまな行事が行われ、学生たちも積極的に行事に参加している。学生が提案した課外活動を支援する「夢プロジェクト」にも、地域交流をテーマとした課題が採用されている。これらのことは、地域社会での大学の存在意義を高めるとともに、学生の人間形成の観点からも意義深いものである。

【優れた点】

- ・地域への開放を目的に学内に設置されたバス停留所「工業大学前」は、近隣住民の利用も多く、平成 17(2005)年に近隣住民の推薦により「第 12 回札幌市都市景観賞」を受賞しており、地域社会と結び付きの強さを表した例として高く評価できる。
- ・大学発ベンチャーの「アドヴァンストテクノロジー社」が順調に発展し、平成 18(2006)年度札幌商工会議所「北の起業家」表彰制度の奨励賞を受賞した点は高く評価できる。
- ・「寒地総合技術センター」では「土壌・水質汚染や廃棄物利用技術の研究」「生態学的混播混植法の研究」「超小型人工衛星の研究と地域利用の可能性」など優れた研究活動が行われており高く評価できる。
- ・体育局系のクラブメンバーが始めたという「地域ゴミ拾い活動」は、文化局系クラブも参加する春の恒例行事となり、学生と地域住民の多くが参加する大きなイベントであり、地域社会との協力の点で高く評価できる。
- ・平成 9(1997)年の「札幌都市景観賞」や平成 19(2007)年の「北のまちづくり賞・知事賞」を受賞した「提灯作り」は、住宅地計画研究分野の教員と学生による地域連携の実践活動であり、高く評価できる。
- ・手稲区、手稲区連合町内会、大学の「地域連携協定」は、これまでの協力関係を更に充実させるもので高く評価できる。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

「就業規則」「就業細則」「職員服務心得」「ハラスメント対策に関する規程」「個人情報保護規程」が定められ機能している。また、地球環境問題に対する取組みについて、大学の運営姿勢の意識は高い。

危機管理体制については、学生の学外活動で起こり得る事故や事件の対策では学生課が窓口となり対応しているが、その事象に対応するマニュアルまたは規程が定められていない。しかしながら、教育研究機関に特有な施設物品の維持管理、盗難の予防及び環境対策を含む防災対策関連規程が定められ機能している。

学内外への広報活動については、交流推進部から学事、規程、組織・機構、人事、会議、行事、外部研究費、学内研究費、表彰、刊行物などについてまとめた「北海道工業大学学報」を定期的に発刊しており、ホームページで参照が可能となっている。

また、学科単位による教育研究成果をまとめた冊子を発刊するなど、学科固有の活動に関しても積極的な広報活動が行われている。そのほか、大学と保護者の連携を目的とした「親交会」の「キャンパスみちあんない」など大学の教育研究成果を学内外に示す広報活動の体制が整備されている。

【優れた点】

- ・地球環境問題に対する取組みについて規定した「北海道工業大学環境マネジメントシステムに関する基本規程」及び関連する諸規程にうたわれた内容はいずれも現代社会の重要な問題であり、それらに対する取組みをエンジニアリングの最優先課題として捉える大学の環境問題に対する運営姿勢は高く評価できる。

